

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

また、いじめは、いつでもどこにおいても起こり得るという意識を持ち、児童が安心して学習したり生活したりできるよう、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための適切な対策を講じることが重要である。

そこで、本校においては、いじめの根絶に向けて、次の3つの重点項目を掲げ、以下に定める基本方針に従って、いじめの防止等のための対策を推進する。

- 1 いじめは、絶対に許さないという学校風土を醸成する。
- 2 いじめは、いつでもどこでも起こりうるという認識を持ち、早期発見、早期対応への意識を常に持つ。
- 3 いじめ根絶に向けて、学校、保護者、地域、関係機関等、社会全体で連携を図りながら対応する。

## 1 いじめの定義

「いじめは、児童生徒に対して、一定の人間関係にある他の児童生徒によって行われる心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。」【いじめ防止対策推進法2条1項】

## 2 いじめに対する基本的な方向

### （1）いじめの未然防止

児童が安全で安心、且つ充実した学びと楽しい学校生活を送るためには、いじめを生まない土壌をつくる必要がある。このため、児童の自他を尊ぶ心の育成に努め、全ての児童に「いじめは許されない」ことへの理解を促し、児童が自己有用感を感じられる仲間づくりに努める。また、児童がいじめを自分たちの問題として捉え、傍観者を生まない気運の醸成に努める。さらに、保護者は児童の教育について第一義的責任を有するものであるため、児童がいじめを行うことのないよう、保護者の理解を得るよう努める。

### （2）いじめの早期発見

児童をよく観察し、日常での変化に気付くことが重要である。また、けんかやふざけ合いであっても、いじめに発展する可能性があること、見えない所で被害が発生している場合もあること、いじめは気付きにくく判断しにくい形で起こりがちであることを認識し、いつでもどこにおいても起こり得るという意識を持つ必要がある。このため、日頃から、学校や保護者、地域、関係機関と連絡を取り合い、信頼関係を構築し、児童が相談しやすい環境を整えるように努める。

### （3）いじめへの早期対応

いじめを認知した場合には、いじめを受けた児童を守り抜くことを大前提に、いじめを行った児童には、その行為に対して毅然として指導を行う。このため、学校は教職員全員の共通理解の下、保護者や関係機関の協力を得て組織的な対応に努める。また、保護者に対しては学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう理解を得るよう努める。

### （4）家庭や地域社会との連携

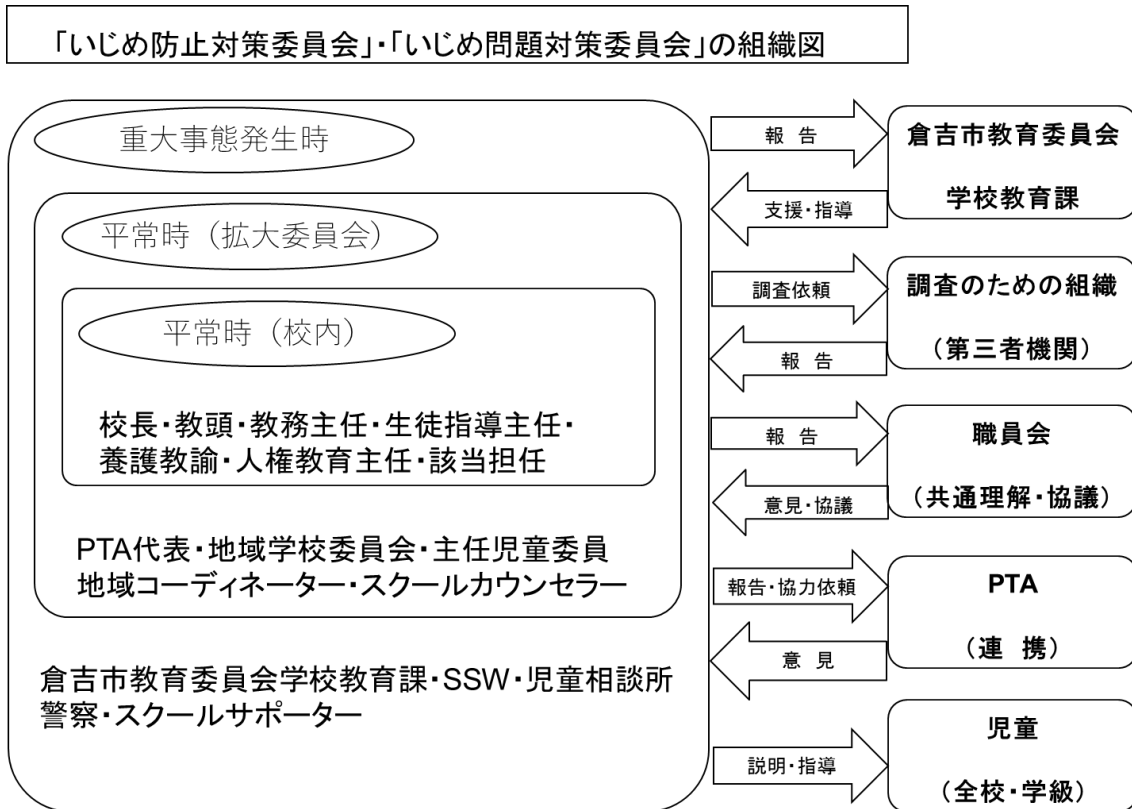
社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校、保護者、地域による連携を図り、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで対応する仕組みづくりを推進するなど、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるように努める。

### (5) 関係機関との連携

いじめへの対応において、関係機関と連携するためには、その役割と業務を正しく理解しておくことが必要である。また、いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係機関と日常的な情報共有に心がけ、スムーズな連携を図ることができるよう努める。

### (6) 重大事態への対応

重大事態が発生した場合には、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うとともに、「いじめ問題対策委員会」立ち上げ、その事態に適切に対処する。



## 3 指導の原則

- 「問題の発見・解決」には「早期」をキーワードに対応する。
- 「問題」には、学校体制で対応する。
- 「問題」が発生したら、「解決」を確認するまで指導にあたる。「解決」の確認には、校長・教頭及び生徒指導主任があたる。

## 4 いじめの防止と対応の具体的な流れ

### (1) 早期発見に向けての配慮及び活動

- 日常的な観察、担任をはじめとする教職員の判断
- アンケート実施
- QU検査実施
- 教育相談
- 定期的な情報交換
- 家庭からの情報提供

### (2) いじめ発見時の対応

- 発見者はすぐに担任に報告
  - 生徒指導主任に報告
  - 管理職に報告
  - 担任等が事情を調査（管理職と協議のもと）
- これらについては、迅速且つ可能な限り同時的に行う

- 「いじめ防止対策委員会」を開催し、指導の方向性を協議・確認
- 担任または生徒指導主任が当該児童（または学級全体）に指導
- 家庭に報告（いじめられた児童の保護者の話を十分に聞くことを努める）  
（解決が確認されるまで上記7点についてPDCAを活用しながら対応を続ける）
- 校長が解決したと判断した時点で終了
- 教育委員会に随時報告
- 常に、いじめられた児童の身の安全確保を最優先にして対応

## 5 いじめへの組織的な対応

### (1) 平常時の対応

- いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認
- いじめの事実が確認された場合は、「いじめ防止対策委員会」を開き、対応を協議
- いじめの解決及びその再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する継続的な支援及びいじめを行った児童への指導とその保護者への継続的な助言
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められる場合は、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を検討
- 事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処

### (2) 重大事態発生時の対応

#### 重大事態の定義

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

- 重大事態が発生した旨を、倉吉市教育委員会に速やかに報告
- 倉吉市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する「いじめ問題対策委員会」を設置
- 上記組織を中心とした、必要に応じて事実関係を明確にするための調査及び解決に向けての協議
- 確認できた調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供
- ネット上のいじめへの対応において、学校単独での対応が困難と判断した場合には、学校設置者と相談しながら対応（参考：文部科学省『学校ネットパトロールに関する取組事例・資料集』）また、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求めたり、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報したりするなど、外部の専門機関に援助を要請

## 6 関係機関等との連携

- 鳥取県教育委員会事務局 中部教育局 学校教育担当
- 倉吉市教育委員会事務局 学校教育課
- 倉吉市教育委員会事務局 学校教育課 SSW
- 警察
- スクールサポーター
- スクールカウンセラー

- 児童相談所
- 地域学校委員
- 主任児童委員
- 地域コーディネーター
- PTA 代表

\*その他必要に応じて、青少年育成協議会、法務局、いじめ問題検証委員会（人権局）、専門家（弁護士、精神科医、小児科医、臨床心理士 等）

## 7 いじめの未然防止・早期発見のための年間計画

	児童	保護者との連携
常時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康観察、個人観察記録</li> <li>・日記、作文ノート</li> <li>・街頭指導</li> <li>・生徒指導推進委員会の開催、報告、共通理解、児童への指導（月末）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭訪問、電話連絡</li> <li>・学習計画帳の活用</li> <li>・学校・学年・学級だより</li> </ul>
1 学期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭環境調査（4月）</li> <li>・特別支援学級児童及び支援の必要な児童の共通理解（4月）</li> <li>・6月に教育相談週間を設置し、児童理解やふれあいに努める。</li> <li>・Q-U法調査（教育相談週間に実施。 4・5・6年生はハイパーQU）</li> <li>・Q-U法の研修、分析、話し合い。</li> <li>・暮らしについてのアンケート（教育相談週間に実施）</li> <li>・地域学校委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PTA 総会</li> <li>・家庭訪問（4月）</li> <li>・個人懇談</li> <li>・保護者懇談会（参観日に各学年で実施）</li> </ul>
2 学期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・9月に教育相談週間を設置し、児童理解やふれあいに努める。</li> <li>・Q-U法調査（教育相談週間に実施。 4・5・6年生はハイパーQU）</li> <li>・Q-U法の研修、分析、話し合い。</li> <li>・暮らしについてのアンケート（教育相談週間に実施）</li> <li>・地域学校委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者懇談会（参観日に各学年で実施）</li> </ul>
3 学期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1月に教育相談週間を設置し、児童理解やふれあいに努める。</li> <li>・暮らしについてのアンケート（教育相談週間に実施）</li> <li>・人権教育研修会</li> <li>・地域学校委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人懇談</li> <li>・保護者懇談会（参観日に各学年で実施）</li> </ul>